

様式第3号の2修(第33条関係)

## 物 品 購 入 契 約 書

令和 年 月 日

発注者 甲 宇和島市津島町高田丙 15 番地  
宇和島市立津島病院  
宇和島市病院事業管理者 梶原 伸介

受注者 乙

宇和島市立津島病院 を甲とし、 を乙として、下記表示の物品の売買について次の条項の規定により契約を締結する。

(契約の主たる内容)

第1条 契約する物品名、規格、仕様、数量、納入期日及び納入場所等は、次のとおりとする。

- (1) 物 品 名 超音波画像診断装置
- (2) 規格・仕様 別紙仕様書のとおり
- (3) 数 量 一式
- (4) 契 約 金 額 ¥ - (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ - )
- (5) 契約保証金 宇和島市病院等事業契約規程第47条により免除
- (6) 納 入 期 日 令和7年2月28日
- (7) 納 入 場 所 宇和島市立津島病院 透析室

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(納入通知)

第3条 乙は、物品の納入をしようとするときは、その期日を前もって甲に通知しなければならない。

(検 収)

第 4 条 甲は物品の納入を受けたときは、乙の立会のもとに検収を行うものとする。

2 甲の検査の結果、納入物品の全部または一部が契約に違反し不当なものがあるときは、乙は代替品と取り替えるものとする。

(支払条件)

第 5 条 甲は前条の検収を完了した後、乙より適法な支払請求書を受理したときは、その翌日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。

(納入期限の延長)

第 6 条 乙は、天災その他避けがたい理由により、期限内に物品を納入することができないときは、書面にて期限延長の申し出をすることができる。この場合において、甲は、その申し出を相当と認めるときは、これを承認することができる。

(履行遅延の場合における損害金等)

第 7 条 甲は乙の責に帰する事由により、乙が契約の納入期限内に納入しない場合においては、損害金の支払いを請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額から既納物品のうち検収に合格した物品に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責めに帰する事由により第 5 条の規定による支払いが遅れた場合には、乙は、未受領金額つき、延長日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に基づく年率で計算した金額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(契約の履行)

第 8 条 乙が行う契約の履行は、第 4 条の検査に合格した後、当該物品を納入場所に納入したときをもって完了するものとする。

(瑕疵担保)

第 9 条 甲は、乙が納入した物品に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間定めて、目的物の取替え若しくは瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、物品の引渡しを受けた日から 1 年以内（ただし、仕様書等において、保証又は瑕疵担保期間を 1 年以上定めている場合は、その期間を優先する。）に行わなければならぬ。

(甲の解除権)

第 10 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込がないと認められるとき。
- (2) 正当の理由がなく職員の指示に従わないとき又は職務の執行を妨害したとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（執行役員を含む）又はその支店若しくは常時物品売買契約等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（宇和島市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）と認められるとき。

イ 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合等不正行為に係る甲の解除権)

第 11 条 甲は、乙（第 5 号及び第 6 号にあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、同条第 7 項又は独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会から独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、同条第 5 項又は独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令に対して、独占禁止法第 49 条第 6 項又は第 50 条第 4 項の規定により審判を請求し、当該審判について独占禁止法第 66 条の規定による審決（同条第 3 項の規定による排除措置命令又は納付命令の全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決が確定したとき（独占禁止法第 77 条の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (4) 公正取引委員会から違反行為があったとして受けた審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
- (6) 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(その他の甲の解除権)

第 12 条 甲は、引渡しが完了するまでの間は、第 10 条第 1 項及び前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲は、乙に及ぼした損害を賠償しなけ

ればならない。

(乙の解除権)

第 13 条 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲は、乙に及ぼした損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第 14 条 甲は、前 4 条の規定によりこの契約が解除された場合において、既納物品のうち、検収に合格した物品の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた物品に相応する契約金額を乙に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 15 条 乙は、第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。物品の引き渡しが完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 第 11 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる場合において、排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第 16 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年 5 パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年 5 パーセントの割合で計算して得た額の延滞金を徴収する。

(補則)

第 17 条 この約款に定めのない事項については、宇和島市病院等事業契約規程（平成 28 年 3 月 15 日病管規程第 5 号）によるものとし、同規則に定めのない事項については、必要に応じて甲と

乙とが協議して定める。

(契約履行の原則)

第 18 条 甲および乙は信義誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を所持するものとする。